

令和8年3月25日

令和7年度第12回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和8年3月25日(水)

午後1時30分開会～午後3時閉会

2. 場所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告 4 農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻届について

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第55号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告(1) 令和7年度地区座談会の開催状況について

5. 出席農業委員(26名)

1番 菅原ひろみ 委員	2番 小野寺正晃 委員
3番 布塚幸子 委員	4番 中本奈美 委員
5番 白川知則 委員	6番 高橋順子 委員
7番 佐々木ひろ子 委員	8番 櫻井正幸 委員
9番 齋藤真理子 委員	10番 菅原清一 委員
11番 佐々木正彦 委員	12番 下山信行 委員
13番 高橋英理子 委員	14番 只埜和臣 委員
15番 鈴木至 委員	16番 佐藤裕之 委員
17番 佐藤伸幸 委員	18番 佐々木俊通 委員
19番 佐々木大 委員	20番 中森昭悦 委員
21番 中鉢守 委員	22番 菅原まり子 委員
23番 今野久男 委員	24番 中條泰洋 委員
25番 熊谷安正 委員	26番 佐々木政直 委員

6. 出席農地最適化推進委員(3名)

11番 菅井宏樹 委員

13番 横山昌弘 委員

14番 金森孝志 委員

7. 欠席委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 安部 祐 輝

事務局次長 三浦 伸 一

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑添 滋 行

主幹兼係長 石垣 佳 子

主査 門脇 啓 太

主事 鈴木 聖 己

主査 千葉 浩 汰

再任主査 相澤 勝 博

主査 加藤 邦 彦

主事 佐野 敏 光

主事 及川 隆 司

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第12回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、おりません。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第12回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限り  
としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員  
を指名いたします。15番鈴木至委員、18番佐々木俊通委員をお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局か  
ら説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から4の事項に対し、確認しておきたいことはございませ  
んか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第53号「農地  
法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号271については取り  
下げとなりましたので、番号265から270、272から294までの29案件について  
審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 53 号番号 267 の 1 案件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 53 号番号 267 の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■委員 退室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 53 号番号 267 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 53 号、番号 267 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 53 号番号 267 の 1 案件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 退室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 53 号番号 265 と 266、268 から 270、272 から 294 までの 28 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 278 について伺います。譲受人が市外の方で耕作ですが、営農計画はどうなっているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

申請地で、ブルーベリー、梅、レモンを栽培する計画となっています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

実際に農地全体で使うと思いますが，そのようなときに機械等は何か必要なものは近くに置いたりしているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

機械はトラクターを所有していると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

果樹を栽培するようですが，トラクターは必要となるのでしょうか。高所作業車などが必要になるかと思うのですが，そういった場合は，わざわざ遠方から運んで持ってくるのでしょうか。若しくは，近くに建物等々を今後，設置する予定で，今回申請地を取得しているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

該当農地の北側に事務所があり，そこに機械等を置く場所があります。そちらを使用すると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。12番委員。

12 番（下山信行委員）

番号 293 と 294 について伺います。譲渡人が大崎市となっていますが、賃借料がだいぶ低くなっていますが、この金額に至った経緯と地目が畑とのことですが何を作付けされるのか、お尋ねいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

賃借料については、大崎市の土地でありまして、大崎市公有財産規則に基づいた算出となっています。作物については、採草地となりますので牧草を植える予定となっています。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員，よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

私の認識となりますが、番号 293 と 294 の畑が大崎市の所有ということで、自治体が農地を持つことはできないと聞いたのですが、間違っていたらご指導願いたいと思いますので、教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

経緯を話しますと、まず最初はこの土地は、国の放牧場として、その後、昭和 30 年から 40 年くらいに県の畜産試験場の分場と利用されて、その後に旧鳴子町において譲り受けたということになっていまして、平成 23 年頃までは放牧場として運営しておりまして、その後、採草地として貸付等していると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

20 番委員，よろしいでしょうか。

20 番（中森昭悦委員）

自治体が農地を持てる、持てないという認識は正しいのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（三浦事務局次長）

中身的には公営牧場という形ですので、基本的には普通の田畑を自治体が取得することは、農地法上は基本的に自治体は農家ではないので、それはなしとなりますが、このように公共的な牧場として利用する場合に取得してある自治体もあります。この農地を例えば、貸し出すということであれば、申請許可が必要と判断をいたしました。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいでしょうか。

20番（中森昭悦委）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第53号番号265と266、268から270、272から294までの28か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第53号番号265と266、268から270、272から294までの28か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号117から125までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

3月24日火曜日午前9時から、農業委員17番委員、19番委員、21番委員、推進委員11番委員、13番委員、14番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号117と118を13番推進委員お願いいたします。

#### 13番（横山昌弘推進委員）

番号117を報告いたします。転用目的は、事務所1棟、倉庫1棟、駐車場38台分、洗車スペース、資材置場5箇所、収納庫・物置7箇所、ゴミ置き場7箇所、喫煙所、産廃かご置き場、作業スペース・通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされてきました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は側溝に流し、汚水は浄化槽を設置する計画で、周辺への影響はないと判断されます。

次に番号118を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場5台分、庭、裏庭・通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に防風林が伐採されており、農地に山積みされておりました。おおむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は北側水路に流し、汚水は浄化槽を設置する計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

#### 11番（佐々木正彦農地委員長）

番号119と120を11番推進委員お願いいたします。

#### 11番（菅井宏樹推進委員）

番号119を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場4台分、庭、通路等整備です。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされてきました。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は側溝、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号120を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場4台分、通路等整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、

除草管理がされておりましたが、半分くらい砂利が敷かれている状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は側溝、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 121 と 122 を 17 番委員お願いいたします。

17 番（佐藤伸幸委員）

番号 121 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネルの 148 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と道路に接している農地で、申請地の管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号 122 を報告いたします。転用目的は宅地分譲 1 区画と位置指定道路の整備です。周辺状況は、宅地と道路に接している農地で、管理状況は雑草繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、雨水は側溝に流し、土砂流出対策は境界に擁壁を設置する計画のため問題はありません。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 123 を 19 番委員お願いいたします。

19 番（佐々木大進委員）

番号 123 を報告いたします。転用目的は、土砂採取です。周辺状況は、住宅と山林に囲まれた農地で、管理状況は除草管理されておりました。農地区分はおおむね 10 ha 以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、土石やその他の資源を採取するためのものであるため、不許可の例外規定に該当します。周辺農地への影響は、雨水は自然浸透により対応可能と判断できます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 124 を 14 番推進委員お願いいたします。

14 番（金森孝志推進委員）

番号 124 を報告いたします。転用目的は、駐車場 5 台分、重機 2 台分、仮設トイレ 1 台分の建設です。周辺状況は、住宅と田畑に囲まれた農地で、管理状況は除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定され

ている第3種農地になります。周辺農地への影響は、雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、問題はないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号125を21番委員お願いします。

21番（中鉢守委員）

番号125を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫、草刈機3台分、通路等の整備です。周辺の状況として住宅と田畑に含まれた一角です。管理状況は除草管理されていました。端の方に植木は2本ぐらい植えられていましたが営農としては差し支えないものと見てまいりました。農地区分としては、おおむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、農業用施設等が設置されるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透で対応可能と判断でき、汚水はありません。そのため周辺農地に対する影響はありません。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第54号番号117から125までの9か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号120について伺います。調査委員さんからの報告で、除草管理とあと半分砂利が引かれたという説明があったんですけども、経緯等わかれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

約20年ほど前、譲渡人の亡くなった父が近隣住宅の修繕工事の際、工事作業の駐車場として場所を貸してくれないかという要望があり、砂利を敷いております。農地の中央部に水たまりがあったようで、そこを埋める形で行ったということとであります。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

確認させていただきたのですが，譲渡人のお父さんが貸した方でよろしいですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

譲渡人のなくなった父ということです。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

20 年前に譲渡人の父が，工事の際に敷いてしまったといことで，もうその方がなくなっているということなので申請人から顛末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

ただいま 18 番委員から，番号 120 について譲渡人から顛末書の提出を求めたらどうかというようなご意見がございます。関連して皆さんの方から番号 120 に何かございますか。なければ議案第 54 号番号 120 の 1 案件については譲渡人から会長および県知事宛顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

番号 118 の防風林について，現地調査のときはもう伐採して，もうなくなっており，伐採後はそのままというお話を報告を受けたわけですが，防風林は違反転用に該当しないんですか。お聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

農地に作付けした作物の風よけのためであれば、通路や水路などと同様の考えで認められておりますので、無断転用としては見ておりません。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 54 号番号 117 から 119，121 から 125 の 8 案件について許可相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。また，無断転用である議案第 54 号番号 120 の 1 案件については，譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 54 号番号 117 から 119，121 から 125 の 8 案件について許可相当と認め，県に進達いたします。また，無断転用である議案第 54 号番号 120 の 1 案件については，譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に，議案第 55 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 366 から 493 までの 128 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 55 号番号 437 の 1 案件については，私，          番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 55 号番号 437 の 1 案件について，先に審議いたしま

す。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、私、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。

なお、私の退席中は、会長職務代理者である ■番委員が議事を進行いたします。

[■番 ■委員 退室]

議長代理（熊谷安正会長職務代理者）

審議を進めます。議案第 55 号番号 437 の 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長代理（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 55 号番号 437 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長代理（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 437 の 1 案件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

なお、■番委員の入室後は、会長である ■番委員が議事を進行いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 55 号番号 387 から 398 までの 12 案件については、2 番委員が関係する案件であります。この 12 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 387 から 398 までの 12 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

[ 番 委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 55 号番号 387 から 398 の 12 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 55 号番号 387 から 398 の 12 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 387 から 398 の 12 件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。 番委員の入室を認めます。

[ 番 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 55 号番号 405, 407, 424 と 425 の 4 件については、 番委員が関係する案件であります。この 4 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 405, 407, 424 と 425 の 4 件について、先に審議いたします農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。 番委員退席願います。

[ 番 委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 55 号, 番号 405, 407, 424 と 425 の 4 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 55 号, 番号 405, 407, 424 と 425 の 4 件

について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号、番号 405、407、424 と 425 の 4 件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。16 番委員の入室を認めます。

〔16 番 16 番委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 55 号番号 366 から 386、399 から 404、406、408 から 423、426 から 436、438 から 493 の 111 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 55 号番号 366 から 386、399 から 404、406、408 から 423、426 から 436、438 から 493 の 111 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 55 号番号 366 から 386、399 から 404、406、408 から 423、426 から 436、438 から 493 の 111 件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

議長（佐々木政直会長）

これで審議事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 25 分から午後 2 時 40 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開いたします。

続いて、次第の 8 協議事項に入ります。初めに、農政の報告（1）「令和 7 年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。16 番委員。

16 番（佐藤裕之委員）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、16番委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。なければ、農政の報告1「令和7年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いいたします。

事務局（安部事務局長）

[業務予定及び事務連絡]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。

6番（高橋順子委員）

[連絡事項]

事務局（星事務局長補佐）

[事務連絡]

5番（白川知則委員）

[連絡事項]

事務局（三浦事務局次長）

[事務連絡]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、連絡事項ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げます。これを持ちまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、大変誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第12回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後3時閉会

大崎市農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和8年3月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 鈴 木 至

委 員 佐々木 俊 通